

# 非正規の手当・休暇認める

## 賞与・退職金は否定

最高裁判所は、注目されていた正規と非正規の差別待遇を問う2つの判決を出した。日本郵便の契約社員については、扶養手当や夏休み・冬休みなどの休暇を全て認めて「同一労働同一賃金」の流れを一步進めた。一方、大阪医科大学と東京メトロの非正規社員が訴えていた賞与と退職金については、高等裁判所の判断を否定し「不合理とは言えない」という不当なものとなった。

### 扶養手当や有休の格差は「不合理」

10月15日、日本郵便の契約社員の待遇格差についての3つ裁判の上告審判決で最高裁第1小法廷山口厚裁判長は、扶養手当や有休の夏休み・冬休みなどの労働条件が正社員と違うのは「不合理である」して、格差是正を認めた。これまで、非正規労働者は様々な格差を強いられてきたが、ようやく裁判所が一步進んだ判断をした。

手当・休暇の格差についての裁判所判断

	18年12月 東京高裁	19年1月 大阪高裁	18年5月 福岡高裁	10月15日 最高裁
扶養手当	—	×	—	○
年末年始勤務手当	○		—	○
祝日給	×	勤務 5年以下	—	○
夏休み・冬休み(有給)	○	勤務 5年超	○	○
病気休暇(有給)	○		—	○

### 非正規社員に賞与・退職金なしは「不合理でない」と

大阪医科大学のアルバイト職員であった女性は、賞与を支給しないのは格差であり、不合理であると賞与の支払いを求めて争っていた。大阪高裁では、フルタイムで働くアルバイト職員へ6割程度支給するべきと判断していた。ところが、10月13日最高裁第3小法廷で宮崎裕子裁判長は、仕事内容の違いをことさら強調し、不支給は不合理な格差とはいえないと不当な判断をした。

また、退職金が争点となった東京メトロコマースの訴訟も東京高裁では、退職金は長年の功労への報償と意味合いがあり、契約社員にも一部の支払い認めていたが、最高裁第3小法廷林景一裁判長は配置転換の有無や労働条件が異なるとして、不合理な待遇格差にあたらぬという不当な判決を出した。

### 同一労働・同一賃金は闘いで勝ち取るしかない

今回、非正規社員に各種手当や休暇を認められたことは、多くの非正規労働者に大きな影響を与える。今後、あらゆる企業・職場で一つ一つ休暇や手当について実現していく取り組みを進めて行こう。

賞与と退職金についても、あくまでも個々のケースごとの判断であり「非正規一般に支給しなくてよい」という事ではない。今後は、更に多くの職場で「非正規にも賞与・退職金を」というたたかいを広げていこう。

ご相談は

非正規ホットライン実行委員会

相談無料  
秘密厳守



ひょうこユニオン

078-382-2116